

## IV 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、一般社団法人東京学芸大学同窓会の会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 正会員は、年額1,500円を納入しなければならない。  
準会員は、年額1,000円を納入しなければならない。  
賛助会員は、一口2,000円とし、それ以上を収めることができる。  
終身会員は、正会員の会費を基準に理事会で定められた額を納入しなければならない。

(会費の納期)

第3条 正・準・賛助会員は、毎事業年度3月末日までに会費年額の全額を、終身会員は終身会員となった時に終身額を納付しなければならない。

(会費の納入方法)

第4条 会費は、ゆうちょ銀行の指定口座に払い込む方法により納入する。

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した正・準・賛助会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

(終身会員)

第6条 教職並びにその他の職を退いた正会員で終身会員となることを希望する者は、理事会が別に定める手続きにより、終身会員となることができる。

2 終身会員費を納入した者は、会員資格を喪失するまでの間の年会費を納入したものと見做す。

3 終身会員費の額については、正会員の会費を基準に理事会で定める。

### 附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、一般社団法人東京学芸大学同窓会登記の日から施行する。